

幼児教育・保育の無償化について

(教育・保育認定の1号を受けている方へ)

認定こども園に通園中の教育・保育1号認定児(教育時間)で、預かり保育を利用されている方が無償化の対象となるには、新たに保育の必要性の認定【子育てのための施設等利用給付認定(2号)もしくは(3号)]を受ける必要があります。

対象者：満3歳児(※1)から5歳児(小学校就学前)までの子どもで教育・保育1号認定児

※1…満3歳児…平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの子どもで、令和3年度中に満3歳となり園を利用する場合

1. 保育料について【教育時間(4時間程度)】

保育料：無償 ※無償化に伴う手続きは不要です。

なお、実費として徴収されている費用(通園送迎費、給食費(食材料費)、行事費など)は、無償化の対象外となりますので、これまでどおり保護者負担となります。

2. 預かり保育について

預かり保育の利用料については、就労などの理由により『保育の必要性の認定(※2)]を受けた場合に無償化の対象となります。(満3歳児は住民税非課税世帯のみ無償化の対象です。)

無償化の対象額：1日あたり450円×利用日数(★)

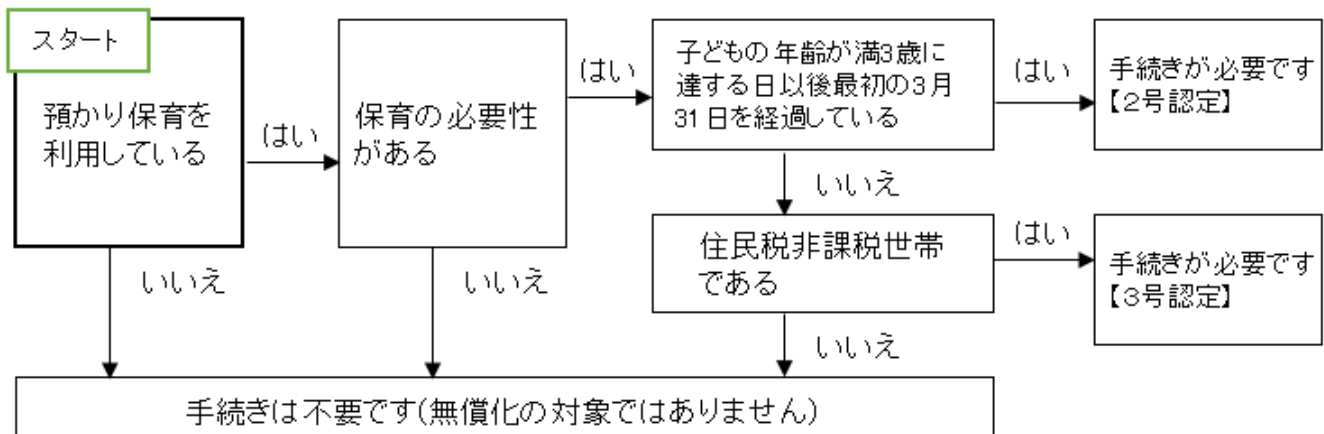
★月額11,300円(満3歳児の住民税非課税世帯は月額16,300円)が上限です。

※2…保育の必要性があるとは、子どもの保護者が次のいずれかの事由に該当する場合です。

- ①就労している。(月64時間以上)
- ②妊娠中または出産後間がない。(出産(予定)月を含む3か月間以内)
- ③疾病、負傷、障がい等がある。
- ④長期にわたる病気や、心身に障がいのある方を看護・介護している。
- ⑤火災・風水害・地震等で被害を受け、復旧にあたっている。
- ⑥求職活動をしている。
- ⑦就学している。(月64時間以上)
- ⑧育児休業取得時にすでに預かり保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である。(3歳児以上)
- ⑨その他、①～⑧に類する状態であり、町長が必要と認める場合

3. 無償化に伴う手続きについて

以下のフローチャートにてご確認ください、【2号認定】または【3号認定】に該当される場合は認定申請手続きが必要となりますので、次頁を参照ください。



4. 申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、提出してください。

必要な書類	注意点
子育てのための施設等利用給付認定申請書	必ず両面記入してください。
保育を必要とすることを証明する書類 ※保護者（父・母）分の書類がそれぞれ必要です。	以下の表を確認してください。
令和2年度市町村民税非課税証明書 ※令和2年1月1日時点で宇美町以外に居住していた方	満3歳児の非課税世帯のみ提出が必要です。

【保育を必要とすることを証明する書類・給付認定期間】

保育を必要とする理由	必要な書類	給付認定期間
①雇用されている方 （内定・復職予定を含む）	・ 就労証明書	最長、就学前まで
②自営業の方	・ 自営申立書	最長、就学前まで
③出産前後	・ 保育ができないことの申立書 ※母子健康手帳（氏名と出産予定日が確認できる部分）の写しを添付してください。	出産(予定)月を含む3か月以内
④病気・けがのとき	・ 保育ができないことの申立書 ※診断書を添付してください。	最長、就学前まで
⑤保護者に障がいがあるとき		
⑥病人や障がい者、要介護者を介護しているとき	・ 保育ができないことの申立書 ※介護が必要であることがわかる書類を添付してください。（添付書類については子育て支援課までお尋ねください。）	最長、就学前まで
⑦保護者が学校に通っているときしているとき	・ 保育ができないことの申立書 ※在学証明書又は学生証（写し）と時間割の分かる資料を添付してください。	在学期間中
⑧求職活動をしているとき	・ 求職中に関する誓約書	3か月以内
⑨育児休業取得時にすでに保育施設等を利用しており、継続利用が必要なとき	・ 就労（復職予定）証明書	育児休業期間の終了日の属する月の末日又は育児休業対象児童が1歳を迎えた日（誕生日の前日）の属する月の末日までのいずれか早い方

*保育の必要性の確認は児童の保護者のみが対象となります。

5. 申請書類の提出について

- ・ 提出先：在園中の認定こども園・幼稚園

6. 副食費（おかず代）の免除について

年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第 3 子以降（※3）の子どもについては、給食費のうち、副食費が無償となります。（主食費（ごはん、パン等）は対象外です。）

無償化に伴う手続きは不要です。

※3…小学校3年生までの子どもをカウント対象として、年齢の高い順に第1～3子(第3子以降は第3子)と数えます。

7. こんな時は必ず手続きをお願いします

転職や退職、その他生活の状況に変更があった際には、認定変更などの届出を行ってください。

※施設等利用給付認定申請書の提出が必要な手続きについては、必ず状況が変わる前に届け出てください。

主な変更の内容	提出書類
預かり保育を利用しなくなるとき	• 施設等利用給付認定変更届
保育の必要性の要件に該当しなくなるとき	
仕事をやめた（求職中になった）とき	• 施設等利用給付認定変更届 • 求職中に関する誓約書
勤務先が変わったとき（転職等）	• 就労証明書
保育の必要性の要件に該当し、預かり保育を利用するようになるとき	• 子育てのための施設等利用給付認定申請書 • 保育を必要とすることを証明する書類
預かり保育を利用している方が、保育の必要性の要件に該当するようになるとき	
宇美町から転出するとき	• 施設等利用給付認定変更届
宇美町内で転居したとき	• 施設等利用給付認定変更届
氏名や世帯構成に変更があったとき （離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等）	• 施設等利用給付認定変更届

お問い合わせ先

宇美町教育委員会

こどもみらい課保育・幼稚園係

〒811-2131

宇美町貴船2丁目28番1号（うみハピネス）

TEL：092-933-1322